**記入要領**

１．『労働災害の発生状況』は、負傷と職業性疾病（中毒等）の件数で、過去３か年分について記入します。

（１）労働損失日数は、休業日数×300/365　で算定し、死亡、障害等級該当災害については次のとおりです。

死亡 7,500日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 身体障害等級 | １～３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | １０ | １１ | １２ | １３ | １４ |
| 労働損失日数 | 7500 | 5500 | 4000 | 3000 | 2200 | 1500 | 1000 | 600 | 400 | 200 | 100 | 50 |

（２）度数率、強度率

度数率…100万延労働時間当りの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の  
頻度を表したもの

度数率＝労働災害による死傷者数÷延労働時間数×1,000,000

強度率…1,000延労働時間当りの労働損失日数をもって、災害発生の重さの程度  
を表したもの

強度率＝労働損失日数÷延労働時間数×1,000

**※　延労働時間数とは、１年間における労働者全員の総労働時間です。**

**（例：労働者数50名×週40時間×50週＝100,000）**

２．本年度の重点施策（裏面参照）

３．

　　『基本方針』は、経営者の安全衛生に関する基本的な考え方（理念）を表明するものです。

４．

労働災害減少目標（例えば休業災害50％減、無災害1,000日）や「リスクアセスメントの完全実施」、「労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得」などの到達点を記入します。

５．スローガン

参考として過去の全国安全週間、全国労働衛生週間のスローガンを以下に示します。

労働者から作品を募り採用者に表彰する方法もあります。

安全面と健康面を取り込むことがベターです。

危険をみつけて進める改善　高めよう職場の安全管理

全員参加でリスクの低減　確立しよう「安全文化」

みんなで進めようリスクアセスメント　めざそう職場の安全・安心

高めよう　一人ひとりの安全意識　みんなの力でゼロ災害

みんなでつなぎ　高まる意識　達成しようゼロ災害

いきいき健康　仕事にゆとり　笑いいっぱい元気な職場！

レッドカードが出る前に　心とからだの健康づくり

あなたが主役　明るい職場と健康づくり

心の健康維持・増進　全員参加でメンタルヘルス

「本年度の重点施策」の記載例

|  |  |
| --- | --- |
| 重点施策項目 |  |
| 安全衛生管理体制関係 | ・安全管理者の能力向上のため、外部機関の能力向上教育を受講する。  ・不足している衛生管理者について免許を取得する。  ・安全衛生委員会を毎月開催する。  ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任する。  ・メンタルヘルス対策推進担当者を選任する。  ・エイジフレンドリーガイドラインに基づく安全衛生管理体制を構築する。 |
| 施設・設備の改善（快適化）関係 | ・全ての機械設備についてリスクアセスメントを実施する。  ・はさまれ危険個所を調べ防護カバーを設置する。  ・墜落危険個所を調べ、手すり等の墜落防止設備を設ける。設置困難な場合は、フルハーネス型又は胴ベルト型墜落制止用器具を用意する。  ・転倒危険個所に滑り止めマットの設置やスロープ化等の設備改善を行う、また、注意喚起の掲示を行う。  ・フォークリフト、除雪用の建設機械の特定自主検査を実施する  ・冷凍室の警報設備の作動状況を点検する。  ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する  ・トラック用の昇降台を設置する。  ・化学物質の安全データシート（ＳＤＳ）を用いて有害性を把握し、リスクアセスメントを実施する。  ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する |
| 安全衛生教育関係 | ・雇入れ時の安全衛生教育を実施する。職長への安全衛生教育（職長教育）を実施する。  ・安全衛生教育用の資料を作成する。  ・危険予知訓練を実施する。  ・休憩室へ安全・健康に係るポスター、スローガンを掲示する。  ・玉掛技能講習、乾燥設備作業主任者、特定化学物質作業主任者技能講習を受講させる。  ・クレーン運転業務、研削砥石の取替え、アーク溶接作業に係る特別教育を実施する。  ・従業員にメンタルヘルスに係るＤＶＤを視聴させ研修を実施する。  ・リスクアセスメントの結果に基づく残留リスクを周知する。  ・熱中症予防教育を実施する。 |
| 健康管理関係 | ・雇い入れ時の健康診断を実施する。  ・定期健康診断を実施する。  ・有業業務従事者に特殊健康診断を実施する（年２回）。  ・健康診断の結果、有所見に対する就業上の配慮について医師から意見を聴取する。また、二次健康診断の受診を勧奨する。  ・労働者に保健指導を実施する。  ・安全衛生委員会等で時間外労働の状況を確認し、長時間労働の抑制措置を講じる。  ・月８０時間超の時間外労働を行った者に対し、医師による面接指導を実施する。  ・職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、北海道産業保健総合支援センターの訪問指導を受ける。  ・石綿を取り扱ったことのある退職者に健康管理手帳の制度を周知する。  ・ストレスチェックを実施し、集団分析を実施する。 |
| 外国人労働災害防止関係 | ・母国語による安全教育を実施する。  ・管理者、日本人労働者に対して「やさしい日本語」について教育する。  ・母国語による作業手順書を作成する。  ・母国語、ピクトグラムを使用した注意喚起の標識を作成する。  ・寄宿舎における避難器具の使用方法を教育する。 |
| 交通労働災害防止対策関係 | ・交通安全教育を実施する。（交通法規、過労運転、飲酒運転）  ・安全運転管理者講習（法定）を受講する。  ・ヒヤリマップを作成する。  ・冬道講習を受講する。  ・デイライトを実施する。 |